



キャッチボール
Catchiボール
二川ひでとし 県政ニュース

挑戦から前進 夢のある未来へ

ふたかわ
英俊
ひでとし

〒312-0033 ひたちなか市市毛1077 TEL: 029-273-6826 FAX: 029-276-6606

E-mail: futakawa_hidetoshi@mocha.ocn.ne.jp

URL ▶ <https://www.futakawa-hidetoshi.net>



令和8年度 第2回定例会開催

茨城県議会令和8年度第2回定例会が6月1日から6月16日までの会期で開催され、補正予算及び関係条例の改正等について可決承認されました。

関係条例の一部改正では、職員の特殊勤務手当に関する条例や茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正がされるとともに、近年、課題となっている外国人の不法就労に関する県の責務や取組み、関係団体及び県民との連携等を示した、外国人の不法就労活動の防止に関する新規の条例が可決され、秩序ある共生社会の実現に向けて令和8年7月1日より施行されることとなりました。

補正予算では、中東情勢影響によるエネルギー価格の高騰が見込まれる中、国の補正予算に対応し、エネルギー需要が高まる夏季において一般家庭や中小企業等の負担軽減を図るものとして、LPガスを使用する一般家庭、特別高圧契約で受電する中小企業への支援で8億3,300万円の一般会計補正がなされたものです。

今回の定例会において成立した、茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例については、外国人に対する差別・偏見を招きかねないものとして様々な意見が出されていますが、定められたルールの中でまじめに働く外国人の立場を守り、茨城の発展に欠かせない外国人との秩序ある共存社会に向けたものとして賛成しました。今後、本条例に基づいた取組みの展開を進めていきたいと考えます。



令和8年度 6月補正予算

会計名	当初予算	6月補正
一般会計	1兆3,599億2,400万円	8億3,300万円
特別会計	4,345億7,800万円	—
企業会計	1,833億9,800円	—
計	1兆9,779億円	8億3,300万円

条例の一部改正等

- ① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- ② 県税条例の一部改正
- ③ 県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部改正
- ④ 外国人の不法就労活動の防止に関する条例（新規）
- ⑤ 教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正 等



一般質問

本定例会では一般質問に登壇し、県政に関する質疑を行いました。その内容について一部抜粋して報告します。

1. 外国人の不法就労対策について【産業戦略部長】

Q 本県の2025年の不法就労で摘発された人数は3,518人、4年連続で全国最多となっている。

不法就労の受け皿に対して適正雇用を推進していくことと同時に、不法就労の状況に至らせない、実習制度等の範囲で雇用を的確に管理し、外国人労働者の在留資格を維持できる事業者側の意識改革などが重要ではないかと考える。外国人労働者の適正雇用にどのように取り組んでいくのか。

A 国際的な人材獲得競争が進む中、本県が優秀な外国人材に選ばれるために、全国に先がけて様々な施策を展開してきた。その一方で、本県の不法就労者数は4年連続で全国最多の状況にあり、不法就労が治安の悪化の温床となっているのではないかと不安の声も寄せられている。このような状況の中、昨年度、「外国人適正雇用推進室」を設置するとともに、「適正雇用推進宣言制度」の創設や職員による事業者への巡回啓発など、不法就労の防止に向けた取組みを進めてきている。さらに、本年度は、民間事業者によるパトロールの実施や、通報報奨金制度の創設など、これまでの取組みを強化するとともに、今定例会においては、外国人の不法就労活動の防止に関する条例案を提出したところである。一方、外国人の適正な雇用のためには、事業者は、関係法令の遵守に加え、働きやすい職場環境づくりに努めていくことが重要であると認識している。そのため県では、労働関係法令を所管する茨城労働局や技能実習制度に関する事務を行う技能実習機構などと連携しながら、事業者への巡回の際に法令遵守や働きやすい職場づくりに関し啓発するとともに、国に対し、事業者への外国人の在留資格確認の徹底などの監督指導の強化を要望したところである。今後も不法就労の防止に向けて実効性のある施策を積極的に展開していくことにより、外国人材の適正雇用のさらなる推進を図る。

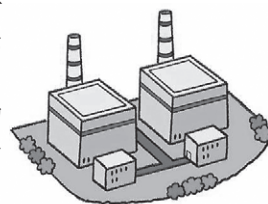
2. グリーンエネルギーの一翼を担う原子力発電に対する認識と東海第二発電所の対応について【防災・危機管理部長】

Q 国が新たに示した第7次エネルギー基本計画では、化石エネルギー中心の社会から、グリーンエネルギー中心のものに移行させる取組みを引き続き進めていくとされ、その一翼を担う原子力発電についても、多様な電源の一つとして積極的に組み合わせていく方針が示されている。

こうした中、地域の安全を最優先としつつ、東海第二発電所についても、発電の際に二酸化炭素を排出しないグリーンエネルギーとして有効に活用し、旺盛な電力需要に応えることは避けられない課題であると考えている。**グリーンエネルギーの一翼を担う原子力発電についてどのように認識し、その上で、東海第二発電所についてどのように対応していくのか。**

A 第7次エネルギー基本計画においては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、バランスのとれた電源構成を目指し、再生可能エネルギー、原子力などのエネルギー安全保障に寄与する脱炭素効果の高い電源の最大限活用が必要不可欠とされたところである。こうした内容が盛り込まれた背景としては、国際的な地政学リスクの高まりなどにより、我が国のエネルギー情勢をめぐる大きな変化を受けたものと認識している。原子力発電を含むエネルギー政策について、県としては、その時々の方情勢や中長期的な観点も踏まえながら、国が責任を持って決定していくべきと考えており、特に、原子力発電については、エネルギー基本計画で述べられているとおり、何よりも安全の確保と国民の理解が大前提であると認識している。そのような中、東海第二発電所については、その安全性や避難計画の実効性などに関し、県民の中で様々な意見があるものと認識しており、そうした民意を的確に把握し、適切に対応していくことが重要と考えているところである。

県としては、安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取組み、国のエネルギー政策における原子力発電の位置づけや必要性に関する国の考え方を含め、県民の皆様に情報提供した上で、県民や避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら、東海第二発電所の再稼働の是非について判断することとしている。



3. 工業用水の塩分遡上対策について【企業局長】

Q ひたちなか地区へ工業用水を供給する県央広域工業用水道事業については、那珂川の流量低下に伴う塩分遡上が課題となっている。

工業用水の取水口は農業や上水道と比較して河口寄りにあり、塩分遡上の影響をより受けやすく、緊急避難的な振替取水等も困難な状況にあるため、生産計画における塩分遡上の影響を最小限にするための情報収集が重要になっている。**工業用水の塩分遡上対策についてどのように考えるか。**

A 本県では、製造業をはじめとする数多くの企業が県内の広範囲に立地しており、これらの企業に供給する工業用水は、県内産業の発展を支える重要な社会インフラの一つであると認識をしている。

那珂川における塩分遡上対策については、これまで、塩分濃度が高い時間帯における取水停止や、塩分濃度の低い河川の上層からの取水などに加え、塩分濃度が一定の基準値を超えたとき、受水企業に対し、流量や塩分濃度などの情報を、数時間おきにメールにより通知しているほか、取水口までの塩分遡上到達状況を予測し、毎週、情報提供する取組みなどを進めてきた。さらに、受水企業からのよりきめ細やかな情報提供を求める声をうけ、今年3月からは、那珂川の流量や水位、塩分濃度の変化といった情報をリアルタイムで確認できる、受水企業向けウェブサイトの運用を始めている。これにより、受水企業におきましては、インターネットを通じて塩分遡上の状況を常時把握することにより、塩分濃度が高まると見込まれる時間帯に備えて事前に多くの水を受水槽に確保するなどの対策を講じることができるようになったことから、計画的かつ効率的な生産活動に繋がっていくものと考えている。



4. 生活道路等の安全対策について（街路樹の適正管理）【土木部長】

Q 街路樹は、都市の景観を形成するとともに、環境保全の機能や、歩車道の分離による交通安全機能などの多くの役割を担っているが、多くの街路樹は、植栽後、多くの年数が経過し、大木化・老木化が進み、通行の安全に対する懸念や維持管理費の増大が課題となっている。

全国的に見ても強風や豪雨、台風等の影響等による倒木が発生するなどの事案も多くあり、適正な管理による危険性の排除が重要であると考えている。県管理道路における街路樹の維持管理の現状と課題について伺う。

A 道路の街路樹については、まちづくりにおける景観形成などの役割を担っている。このため、県では、主に市街化を図る市街化区域内において都市計画道路に、街路樹の植栽を行ってきた。

近年、街路樹の中には、大木化・老木化が進行し、倒木の恐れや樹木の繁茂などにより視認性の低下など、安全面での問題も顕在化してきている。このため、県では、道路パトロールの中で、枝の張り出しなど通行への影響を確認し、支障が生じている場合は、適宜、枝の剪定などを行い、道路利用者の安全確保に努めている。また、沿道への影響が大きい路線については毎年度、それ以外の路線についても概ね5年に1回の頻度で、枝の剪定を行っている。その際、樹木医や造園施工管理技士などの専門家が街路樹の健全性を点検し、倒木等の危険性の早期把握に努めている。さらに、近年では、維持管理費抑制の観点からも、新たな道路を整備する際の街路樹の植栽は、市街地の中でも、商業地や駅周辺など、特に人が賑わう、まちのシンボルとなるエリアに限定し、地元市町村のまちづくりの方針なども踏まえて必要性を吟味することとしている。既存の街路樹に関しても、新設道路の植樹の方針に該当しない箇所については、地元合意を得ながら計画的な伐採も検討していく。



その他、①県庁における業務改革について、②持続可能な医療提供体制の整備に向けた医師偏在対策について、③公共交通（鉄道）の維持について、④自転車の安全対策について、⑤農作物の病害虫対策について等の質問を行いました。詳細は茨城県議会HPをご覧ください。